



(注) 1-----▶ は、金融円滑化管理調整会議の流れを表す。金融円滑化管理調整会議は、中小企業者等への諾否の通知前に、謝絶予定案件、取下げ見込案件等にかかわる金融円滑化の取組状況を協議し、その協議結果を金融円滑化担当部署に通知する。金融円滑化管理担当部署は、金融円滑化管理調整会議の協議結果を踏まえ、謝絶等の対応を行う。また、貸出条件の変更等の実施状況についても報告する。

2——▶ は、貸出審査、職務権限規程に基づく貸出稟議等の流れを示す。